破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０９号
函館市神山３丁目14番４号　コーポ丸山２―20号
債務者　二本柳和也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５８号
函館市港町２丁目４番２号　ハイツミッキー203号
債務者　島崎　俊一
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６９０号
愛知県春日井市町田町２丁目28番地　シャトルチョウダ101号室、住民票上の住所名古屋市中川区西伏屋３丁目309番地　シティーマンション西伏屋201号室
債務者　西村　道子（旧姓市野）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３４号
埼玉県上尾市大字今泉87番地
債務者　水野　眞弓
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
さいたま市北区宮原町４丁目26番地11　サンライズ宮原302
債務者　上野恵美子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１１号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目67番地３
債務者　中村　　進
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
埼玉県久喜市上清久1090番地11
債務者　菊田　　章
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
埼玉県上尾市西宮下２丁目231番地
債務者　伊藤　和弘
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４９号
埼玉県川口市西青木１丁目21番４号　宅和方
債務者　柳澤　京子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
さいたま市浦和区神明２丁目９番８号　第三サンハイツ神明102
債務者　吉田　優矢
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
さいたま市桜区大字神田603番地２　神田グリーンハイツ205
債務者　渡辺さゆり（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４０号
埼玉県久喜市本町１丁目９番20号　本町コーポ101
債務者　相原不二雄
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
埼玉県蕨市中央３丁目６番５号　ハイム高田１Ｆ、旧住所埼玉県蕨市中央７丁目56番11号メイプルハウス105号
債務者　稲　　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
埼玉県越谷市平方南町14番地12　モア・ステージせんげん台Ａ棟611号
債務者　森田　隆司
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町８番22号　サウスウィステリア105、旧住所埼玉県越谷市南町２丁目２番５号　ＭＩＮＡＭＩＳＱＵＡＲ305
債務者　ユウキ　ロウエナ　ノネスカン
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
埼玉県八潮市大字伊勢野218番地１　アネックスガーデン405号
債務者　星名愛紗美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係